別記様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

羽幌町長　様

住所

氏名

確認書及び同意書

　羽幌町漁業担い手支援事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、次の事項のいずれかに該当するときは、交付された補助金の全部又は一部を返還する必要があることを確認します。

　（１）偽りその他不正な手段により、この要綱による補助金の交付を受けたとき。

　（２）この要綱による補助金の受領後、１年以内に就業若しくは経営を開始しない又は３年以内に離業、廃業、転出若しくは組合員資格を転籍（町外への転籍に限る。）したとき。ただし、事故、病気等のやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

　また、補助金交付の審査に当たり、町税等の納付状況等について、関係部局へ調査又は報告を求めることに同意します。